労災・雇用保険 社会保険のことは 民商へ

消費税の増税、原材料の高騰…中小業者のガマンも限界です。売上も利益も減りホンマしんどい商売。民商は地域に根づいて60年。中小業者の営業とくらしを全力で応援します。

事業主も入れる 労災・雇用保険

労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）への加入が必要です。民商には厚労大臣認可の事務組合があります。

民商の事務組合3つのメリット

❶ 事業主や家族従業者もOK
❷ 保険料の分割も可能
❸ 安い費用で労力が省ける

業者の立場で相談 社会保険

法人、または従業員5人以上の個人事業者は社会保険（協会けんぽ・厚生年金）への加入が必要です。民商は、手続きなど親身にサポート。

「強制加入」にご注意！

国は、建設業の社会保険・雇用保険の未加入者を現場から排除する方針です。加入義務がない業者にまで強要するケースもでています。

例えば

労災保険料

建設業の場合	1日	124円
飲食業の場合	1日	35円

以下の給付内容が受けられます

◆治療費、入院費、手術代など　一切無料
◆休業中も平均賃金　60%～80%を給付
◆後遺症への給付、遺族補償などもあります。

※保険料は業種・条件によって異なります。
※別途、事務組合費が必要です。

開業・融資・法人設立の相談も

- 開業資金の借入から、許認可、地域の情報提供も。法人設立もサポートします。
- 低利で安心の公的資金を活用。事業計画づくりや返済猶予の相談もお気軽に。

マイナンバーの相談・対策も

中小業者のなんでも相談 土日もOK（午前10時から）

0120-22-0000

詳しくはwebで 民商おおさか ウェブ検索

吹田民主商工会

吹田市川園町20-1 ☎06-6383-2211

http://www.suita-minsyou.com/

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円

労災保険特別加入は 民商へ

下請指導ガイドライン

社会保険の加入問題

国保と国民年金加入の一人親方は排除しない

日本共産党 清水忠史 衆院議員 に国交省が答弁

一人親方の社会保険加入問題について質問する清水衆院議員

「一人親方は、国民健康保険と国民年金に加入していれば現場から排除しない」―。「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を親会社が誤って解釈し「来年4月以降は雇用保険に入らなければ現場に入れない」と一人親方に迫り、現場から排除されかねない事例が生まれている問題で、清水忠史・日本共産党衆議院議員が12月9日、国土交通委員会で行った質問に対し、明確な答弁がありました。

国土交通省は建設現場で働く人の無保険状態を解消すべく、社会保険加入に関する下請ガイドラインを作成する一方、来年4月以降は「適正な保険」に加入していない労働者は現場入場させないとしています。

清水議員が、「一人親方は事業主であり、雇用保険には加入できません。国民健康保険と国民年金に加入していれば、一人親方は現場入場の排除の対象にはならないのか」と確認したところ、国土交通省はその通りだと認めました。

また、清水議員は、従業員5人以上の事業所に社会保険加入が義務付けられていることに触れ、「社会保険料などの経費である法定福利費が元請けと下請け間で全額支払われることが前提だ」と指摘。

石井啓一国交相は、法定福利費を内訳明示した見積書に関する施策をいっそう進めるとの考えを示しました。これに対し、清水議員は「約半数が法定福利費が全額支払われていない」という現状を示し、国土交通省が元請けや親会社に強い指導を行うことを求めました。

同答弁の中で石井国交相は、ガイドラインの適切な運用を図ることを目的とした通知を12月7日付で関係団体等に発出したことも明らかにしました。

社会保険の加入に関する「下請ガイドライン」

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険（いずれか加入）	年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた建設国保等※	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	―	事業主、一人親方	―	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

□ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの　□ 個人で加入
※ 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない

（相談が急増）

社会保険未加入者に対し、年金事務所が一斉に調査票を送付するなど加入勧奨の動きが強まる中、建設業をはじめ情報や対応策を求める中小業者の相談が相次いでいます。全国商工団体連合会（全商連）のホームページの社会保険関連のページ「社会保険未加入問題の相談は民主商工会（民商へ）」にはアクセスが急増。訪問者数はこの4年間で10万人を超えました。

建設業者の社会保険未加入問題の対策として、国土交通省が2017年4月から建設業許可業者は100%社会保険に加入し、未加入の下請け業者と契約しない、未加入の作業員を現場に入れないなどの指導を強めています。

清水衆院議員に対する国土交通省の答弁「一人親方は国保や国民年金に加入していれば排除しない」などの成果も生かして、「相談は民商へ」の宣伝・相談活動に打って出ましょう。

2017年1月16日付 全国商工新聞

吹田民主商工会 吹田市川園町20-1 ☎06-6383-2211